

●平成18年度／資源保全施策に関する地域リーダーのための人材育成研修（全国）

農工研
テキスト
03

効果的な事業の進め方

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

農村工学研究所 ● チーム「田援」

なお、当資料は、農林水産省農村振興局「農地・水・環境保全向上対策室」がHPに掲載している
「農地・水・環境の保全向上のために－農地・水・環境の保全向上活動支援実験事業の進め方」をベースにしていることをお断りしておく。

目 次

- 1. 全国農村地域の抱える問題点と将来像の模索**
- 2. 農村地域～集落の機能保全の必要性和事業の主旨**
- 3. 地域～集落のまとまりや共同活動実態の把握**
- 4. 事業参加に向けて地域住民への呼びかけ方**
- 5. 事業の活動主体の構成と展開の仕方**
- 6. 計画の策定**
 - 6－1. ワークショップによる計画づくり**
 - 6－2. 共同活動の計画書づくり**
- 7. 合意形成**
- 8. 規約の策定、ならびに協定書の作成と締結**
- 9. 活動の実践**
- 補1：助成金交付に関して**
- 補2：環境にやさしい農業への支援**

1. 全国農村地域の抱える問題点と将来像の模索

- 農林水産省では、平成19年度から、農地や水などの資源の保全とその質の向上を図る新たな対策を導入します。
- この対策により、様々な状況変化に対応し、将来にわたって農業・農村の基盤を支えます。そのために、
 - ・ 農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加する活動組織を新たに作り、
 - ・ これまでの保全活動に加えて、施設を長持ちさせるようなきめ細かな手入れや農村の自然や景観などを守る地域共同活動を促します。
- 平成18年度は、本格的な対策の着手に先駆けて、全国約600の地域で、実験的な取組みに対する助成（実験事業）を行います。

2. 農村地域～集落の機能保全の必要性和事業の主旨

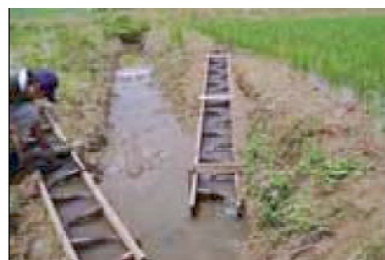
- 今、全国の集落で農業者の高齢化や非農業者との混住化が進行して、農地や農業用排水などの資源を守る「まとまり」が弱まっています。
- 集落の機能を守っていくためには、今まで以上の取組が欠かせなくなります。

将来にわたって共同活動を続けていくには、農業者だけでは限界があります。



混住化による用排水路へのゴミの流入

国民の環境に対する期待が高まっており、農村環境を守り育てることが求められています。



水田畦畔での魚道の設置



地域共同による水路法面への植栽

3. 地域～集落のまとまりや共同活動実態の把握

- 新しい助成を受けるには、まず「活動組織」をつくる必要があります。
そのためには、共同活動の実態がどの様になっているかを把握する必要があります。
- 既に、そうした共同活動が実施されている組織があれば、それを核として対象地域をまとめるのが良いでしょう。
- 具体的に組織が見あたらない場合であっても、対応は可能です。
- まとまりやすい領域を探しましょう。
それは、有志であっても、任意組織であっても、集落自治会であっても、幾つかの集落を含む地区であってもかまいません。
ゆくゆくは、その活動が地域住民に波及し、総意をもった活動に波及することを意図したものであることが重要です。
要は、共同活動が実施できる対象地区をまとめることがスタートです。
- 地域の判断で、地域の水路や農道などを守っていく共同活動に、取り組みやすいまとまり（領域）を定めてみましょう。
・たとえば、対象地域の単位は、集落ごと、ため池や堰などの用水がかりごと、ほ場整備などの区域ごとなど、様々なまとまりが考えられます。
- まずは、集落単位などこれまでも共同活動（賦役など）を行っていた範囲を基本にして、
 - ・これまでどおりの範囲のままで良いのだろうか
 - ・隣の区域も含めて一体となった方が効率が良いのでは
 - ・環境保全などの新たな活動を行うのに相応しい範囲だろうか
 - ・集落営農の組織化にもうまくつなげられないだろうか、といったことについて、地域で話し合ってください。

- 共同活動の
対象地域（まとまり領域）の
単位の例

集落単位	集落営農単位	水系単位	事業単位
			
集落ぐるみで保全活動を行う体制	集落営農組織で保全活動を行う体制	ため池や堰などの水系での保全活動を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施単位での保全活動を行う体制

4. 事業参加に向けて地域住民への呼びかけ方

- 前項の共同活動の実態や可能性を受けて、核となる組織を設定（仮設定でも良い）し、そこを中心にして共同活動に参加する構成員を募ります。
- 今回の活動組織には、農業者だけでなく、それ以外に多様な構成員（主体）が参加する必要があります。構成員の種類や数は地域の実情に応じて、望ましい枠組みにして下さい。
 - ・確かに、農地の真ん中にある水路や農道の手入れなどは、農業者の方が中心になるかも知れません。しかし、集落（居住地）の近くを流れる水路の清掃や農村環境を保全する活動などは、さまざまな立場の方が参加が可能となるのでは？
 - ・この事業で支援する共同活動は、地域の中で役割分担をしながら、さまざまな取組を一体的に行うことを促すものです。また、役割分担を通じて、お互いの理解が深まり、地域の活力の向上につながることも期待しています。構成員の全員があらゆる活動に参加する必要はなく、役割分担をして多くの方が少しずつでも活動に参加する枠組づくりを工夫してください。
 - ・全ては、ものの考え方やアイデア次第とも言えます。

●まずは身近なところから始めるべきでしょう

- 色々な呼びかけ方が考えられます。
 - ・組織を対象に直接的に呼びかける：例えば、直接的に地域住民や自治会、また土地改良区、JAなどの団体に声をかけ、賛同を得て、当該組織を中心として少しずつ輪を広げ、組織内の賛同者を募る展開方法も考えられます。
 - ・学校行事や子供会の行事の際、子供教育の延長線上で呼びかける：子供の環境教育を実施する中で、父兄にも参加して頂き、その重要性を認識させる中で賛同者を募る。
 - ・色々なイベントを企画し個人に呼びかける：青空市場や日曜市、講演会、シンポジウム等々のイベントの際の呼びかけ……等。地域毎に様々な展開の仕方があるかと思います。これもまたアイデア次第です。
- 各地の条件に見合う形で、自由に、そして前向きに、さまざまな立場の構成員が参加する枠組みづくりに取り組んでください。
- 構成員となった方々には、後に設定する「規約や活動計画」に基づいて、地域の資源や環境を守る共同活動に参加していただきます。

5. 事業の活動主体の構成と展開の仕方

■活動主体の構成や展開の仕方は、様々考えられます。当該地域～集落にとって、望ましいやり方を考えて下さい

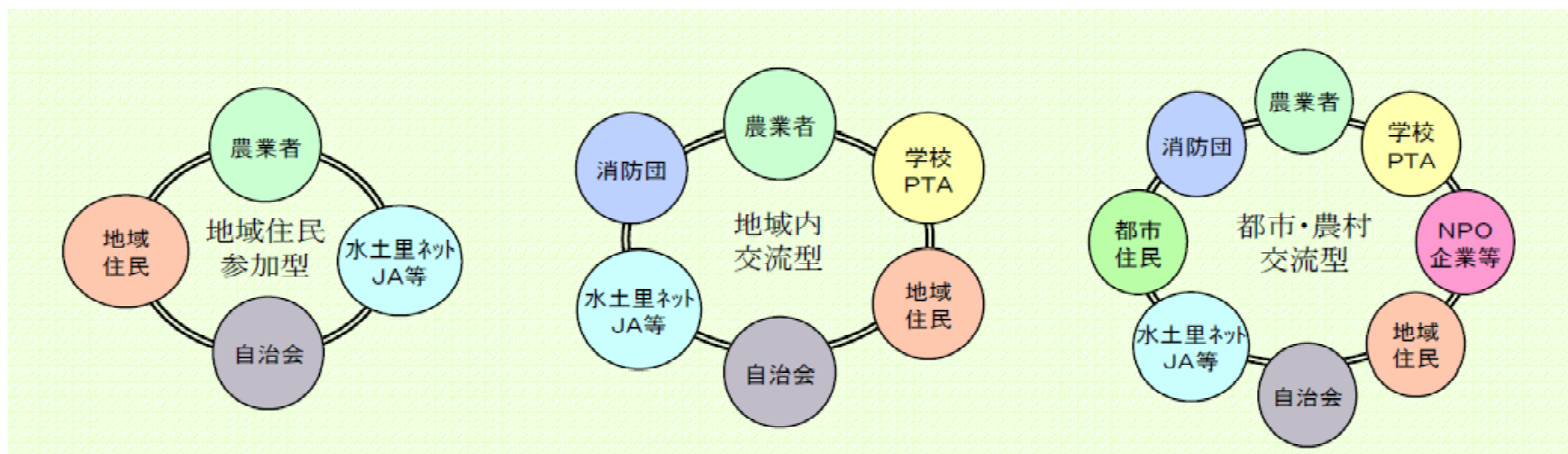
■まずは、できる所から始めることが重要です。

注意点（必要条件）

■繰り返しますが、活動組織には、農業者だけでなく、それ以外の方々の参加が前提となります。

- ・高齢化や混住化により、農地や農業用排水などの資源が担い手農業者だけでは守れなくなっていることや、こうした資源によって恩恵を受けている人は農業者だけではないのですが、そうした方々が保全活動に参加していないという不釣り合いを解消することが、助成の目的だからです。農村地域の新しいコミュニティづくりや、農業・農村に対する国民の理解を深めることにも役立つと考えています。
- ・純農村地域にも、自治会、女性会、青年会などさまざまな役割の組織があります。地域の将来を担う子どもたちもいます。ふだん顔を合わせている人たちだけでも、枠組みづくりはできるはずですので、工夫してみてください。
- ・なお、活動組織の構成員は、個人でも団体（組織）でもかまいません。団体の場合は、その団体の中で、活動組織の構成員になることを合意・決定した上で、参加してください。
- ・また、農業者の方は、原則として、対象地域の中で農業を営んでいる方（注：所有者・耕作者のどちらでもかまいません）を構成員とします。農業者以外の構成員は、地域の内外は問いません。いずれにしても、何らかの形で、地域の資源を守る共同活動に参加していただくことが条件です。

●様々な構成員の参加例



6. 計画の策定

■計画の策定に当たっては、色々な手法があります。参加者の意見を汲み上げ、それを計画に反映させることが重要です。最も有効と思われる手法を選択し、計画を立てて下さい。

■ここでは、近年その有効性が各分野で証明されているワークショップ手法について解説します。

6-1. ワークショップによる計画づくり

□その1・作業準備

- ①当該地域の概況ならびに推移の把握と整理（人口・世帯数／産業状況／社会状況／各種組織ならびに活動状況等々）
- ②計画策定に当たってのベースマップの準備・作成（市町村に依頼あるいは市販の白地図等の準備－拡大縮小が伴う）
- ③点検活動・計画図作成に当たって必要な資料・道具類の準備（「農工研テキスト02」参照）
- ④当該地区～集落の事前踏査とその整理（図面化しておくことが望ましい）
- ⑤企画運営の当たってのプログラム作成と役割分担等

□その2・事前検討と体制整備

●目的と成果の明確化と単純化そしてイメージ化：

- ①実施されるWSが何を目的としてやられているのかを明確に。
- ②今やっていること（各ステップ）の全体の中での位置づけを、常に意識できるように。
- ③そうした展開が可能となるような目的設定が必要（成果の取り扱いも同様）。
- ④何のためにやるのかと同時に、それをどのように活用するかを常に明確に。
- ⑤「夢マップ」になる場合もしっかり参加者に説明することが重要。
- ⑥参加者に共通意識（イメージ）を持たせることが重要。
- ⑦イメージ化には、ゲーム感覚やストーリー性のある手法を。

●関係者の対応：

- ①主催者の関わり方：基本的には、主催者が行政になる場合が多いと思うが、地域のまちづくり団体が明確に組織されている場合は、共催あるいは地域の組織が主催という場合が望ましい。
- ②行政担当者の対応：住民と同じテーブルで議論に参加するのが望ましい。
- ③専門家、アドバイザーは、住民の考えを受け止めるだけでなく、専門に基づく優れた提案が必要。

●ファシリテーターの役割と資質：

- ①積極的に参加される方の思い入れを引き出すことが重要。
（そのためには、一つには、「話し上手」であり、かつ「聞き上手」である事が求められる。
特に、発言が不得手な参加者に対しても、しっかり耳を傾ける姿勢が必要）
- ②発言者の話が進行を著しく妨げる場合は、その立場に立って代弁することも重要となる。
（発言者の内容を簡潔にまとめ、参加者の間で確認できるようにすること）
- ③節目節目で、まとめると進行が分かり易い。

□その３・開催に当たっての考慮点

●参加者の募集：

- ①当初は動員型でも致し方無し。しかし、それ以降は、出来るだけWSの目的に合った参加者をイメージすること。
（地域の声を広範に／まちづくりに意欲のある人との出会い／等々）
- ②範囲が限られている時と広範囲にわたっている時とは状況に見合った募集を
- ③地域を一番良く知っているのは、お母さんと子どもたち
- ④町内会の役員の協力は不可欠（参加、不参加にかかわらず）
- ⑤その他、多様な価値観をもった方の参加を（人づくりに繋がることを認識する）
- ⑥開かれた「場」づくりを心掛ける

●開催日時：

- ①少なくとも関係者の参加が可能な日時を考える（事業が絡むときは行政的タイミングが必要）
- ②主催者側の都合で開催日・時間を設定するのは出来るだけ慎む
（時として主催側の「平日では残業がないように」「土日は避けて」等）
- ③「どの時間帯であれば、どのような方の参加が見込まれる」といったことを優先
- ④参加して頂きたい属性の方の「無理のない日程・時間」を考慮

●開催場所と雰囲気：

- ①WS会場の広さや椅子、テーブルなどの配置、雰囲気も成果に影響することがある
- ②経験的には、参加者数に対して「狭すぎ」ないよりは「広すぎ」ない方が望ましい
- ③イス式であれ座式であれ、グループ毎に円形テーブル（実際には四角いテーブルを使用することとなるが）を囲むような状況を作ることが望ましい
- ④長い間同じ場所にいることで、閉塞感を生むこともあるため、発表時等は、各グループの作業成果である図や文字を見やすくするためにも、椅子だけ移動させて名作業テーブルから離れ、気分を新たに他のグループに話を聞くことも理解を早めるためにも効果的

●プログラムと時間配分：

- ①WSの回数は複数回を考える（1回だけで終わることはほとんどない）。しかし、漫然と回数を重ねれば良いというものでもない。
- ②所定の目標や成果に到達するための議論の積み重ねが、滞りなく展開するかの事前の検討が不可欠。
- ③実際のWSの様子を見ながら、必要であれば参加者と相談して柔軟な軌道修正を行う。（コーディネーター、ファシリテーターの能力？）
- ④全体の流れと各回ごとのWSの内容も想定して、その回毎に十分な成果があげられるか否かの検討。
- ⑤設定した目標、成果にふさわしい流れや手法を選択する。
- ⑥上手くいった手法は多用されマンネリ化する傾向にあるので、運営する側の緊張感を維持するための新手法の開発を常に心がける。
- ⑦各回ごとのWSの内容：一般的には、
 - 1)オリエンテーション：主催者がワークショップの目的と構造を説明し、次のグループ活動を行う上で必要な情報を参加者に簡潔に提供する
 - 2)グループ作業：目標を達成するために参加者が均等に発言や役割分担しつつ課題をグループ毎に検討する
 - 3)全体討議：各グループの成果を全体で討議・評価し、最重要項目に優先順位を与える、といった流れが望ましいといえる。ただ、参加人数が少ない場合は別のプログラム構成も考慮する。
- ⑧特に重要なのは、各回毎に「目に見える成果」を想定しておく
（例えば、「点検後の結果を図化する」ことなのか、「問題点を整理する」ことなのか、「改善すべき項目を挙げる」ことなのか、等々）
- ⑨少なくとも、参加者が当日のWSで「こんな成果がでた」という満足感を感じ取れるように
- ⑩成果は「最適解」を求めるものではなく、参加者の多様な視点を寄せ集めることによって共有するものを確認したり、何か今まで気づかなかった本質が見えてくることを期待するものである。→共同作業によって結果的に全体で考える素材をつくるものであるといえる。
- ⑪無理のない時間配分：
通常WSでは、全体の所用時間は2～3時間程度が多い。その時間内に無理なくできる内容を考えることも重要である。
詰め込みすぎると、時間がなくなるばかりでなく、中途半端になり、参加者の運営側への不満となり、次回以降の参加人数の激減に繋がる。
作業は限りなく分かり易く単純であるべきである。

●現場点検は極めて重要（全てはここから始まる）：

- ①「このあたりのことは良く知っている」といっている人ほど知らない身近な環境
- ②視点を換えれば見えるものも違う
- ③テーマを決めて点検活動（ただ歩けば良いというものではない）
- ④グループ毎に異なる視点も（チーム名の考慮）
- ⑤ポイントの記録と写真撮影（最近ではポラロイドカメラが効果的—ただランニングコストはかかる）
- ⑥まとめのワークショップもできれば外で（余程の好条件でなければ出来ない）
- ⑦初めての時はお天気の良い日を（お散歩をかねて）

以上の点を考慮して「計画策定」を実施

□その４・運営上のこつは？

●ワークショップをうまく運営するコツ：

- ①楽しくなければ参加する気になれないが、楽しいだけでは参加している意義がない。
- ②ポストイット＋ＫＪ法は万能ではないが、極めて有効ではある。
（この方法は簡単で、発言の機会の平等化や、参加者同士の意見の共通性と違いを構造的かつ視覚的に明らかにする上では捨てがたい）
- ③出来るだけ、体言止めのまとめをせず、「こんな問題が・・・」とか「こうすれば解決するかも」というように動きのある言葉を使うようにする。
- ④多数の意見とは異なる「孤立した意見」や、「意見の対立」は無視せずに、記載し残しておく。
- ⑤最大公約数的なまとめの内容が、絶対的に正しいといえない場合があるので注意する。
（一人一人の発言のなかには、必ず問題の本質と解決方向について示唆する「種」や「芽」がある）
- ⑥出された意見をまとめるまでで終わるが、それから本質的な議論が始まると認識する。
（まちづくりワークショップの本質は何なのか深く考える）
- ⑦参加者の賑わいがワークショップの評価と考え、雰囲気作りにも気を配る。

●見せ方、聞かせ方、そしてやらせ方：

- ①見せ方：模造紙上の地図や文字は、見えにくいことが多いので、参加者が多いＷＳでは、参加者との距離などをよく考え大きさも工夫する。
（「見えない文字や図は無いほうがマシ」）
- ②特に、説明用の資料は配付せず、参加者全員が見える大きな模造紙等に必要事項を記載して説明する方が、関心を集中させるためにもよい。
- ③当日の内容と進行スケジュールなども同様である
（全体の流れを無視した発言などがあつた場合にも、進行スケジュールを指し示すことによって本来の流れに戻すことが可能）
- ④聞かせ方：「はっきりとした声でゆっくり話す／専門的な言葉は極力避ける」ことが不可欠。
- ⑤説明がよく分からないと、聞くのも面倒になり、その後の議論にも積極的に参加する気が失せる。
（結果として私語が多くなり、より場の雰囲気は悪くなる）
- ⑥逆に、説明などが非常にわかりやすい場合は、参加者もその後の議論に気持ちよく加わることができる。
- ⑦ファシリテータは常に参加者の身になって、少しでもわかりにくい表現などあれば、「翻訳」を。

●ワークショップの結果は地域の合意？：

- ①限られた領域で、過半の方が参加されたとしても、それは一部の意欲のある人の結果である。
- ②重要なのは、地域へのなげかけであり、またアナウンスを密にすることにより近づく。
- ③結果として、「ワークショップの成果」＝「地域の合意形成」とするのは危険。

●その他・・・・・・・・・・

6－2．共同活動の計画書づくり

■それぞれの活動組織で共同活動の計画をつくります。様式を基に作成して下さい。

■活動計画の内容については、最低限、下表に掲げる項目だけは、明確に表示するようにしてください。助成を受ける上で必要です。

●活動計画に最低限盛り込んでいただく事項

対象となる資源の範囲	対象地域の農地面積、活動の対象とする農業水路等の資源を明らかにします。	
活動の現状	これまでの地域での共同活動の現状を明らかとします。	「活動指針」のメニュー表をチェックすることで、活動項目のリストアップができます。
活動の範囲	今後、活動組織で取り組む共同活動の目標を明らかとします。	
役割分担	構成員（多様な主体）の役割分担の基本を明らかとします。	
資金計画	助成金の使途（どの活動にどの様な経費に助成金を活用するのか）を明らかにします。	

■活動計画づくりに当たっての目安となる「活動指針」は、この対策の対象である活動の項目を、

ア．資源の適切な保全のための「基礎部分」と、

イ．施設の寿命を延ばす活動や農村環境を向上させる活動など「誘導部分」に区分し、列挙してあるものです。

■活動計画は、活動指針を目安にしながら、活動組織の中で話し合い、

①これまでの共同活動の実態を点検し、

②今後、活動組織で取り組むことができる活動をリストアップすること通して、作成してください。

■活動計画の内容が一定の水準に到達していることが、交付金の交付の条件になります。

- ・活動計画書の大半は、活動指針のメニュー表を活用して、取り組む活動項目にチェックを入れるだけのものです。
- ・その他の部分も、参考となる「ひな形」も示しますので、計画書の作成作業自体はそれほど難しいものではありません。
- ・それよりも、どのような活動をどういう役割分担で行うのかという「話し合い」の方が大切です。
- ・活動組織の構成員が皆で参加して“前向きな”計画になるよう、話し合っていたいただきたいと思います。
- ・なお、平成１９年度からは、各地の特色や条件を反映した地域版の活動指針を用意する予定です。

注意

- ・地域の特色や創意工夫を活かし、さまざまな活動に積極的に取り組まれるようにしていただきたいと思います。なお活動組織が取り組むこととした活動であれば、祭りや伝統行事などの活動も盛り込んでいただいても結構です。
- ただし、これらの活動については、本対策の交付金を使うことはできませんので注意してください。**

7. 合意形成

●ワークショップの結果は、あくまで参加者内での合意と考えましょう。

- ・限られた領域で、過半の方が参加されたとしても、それは一部の意欲のある人達の結果である。つまり、「ワークショップの成果」＝「地域の合意形成」とするのは危険である。
- ・もしそれを集落や地区といった領域まで高めるとしたら、それなりの努力や手続きが必要となる。例えば、広報などを通じて、広くその計画案を披露し、その他の意見等を集約し、再度賛否を問う。一般に、一度の意見集約で合意が得られることは少ない。何度かのトライが必要。

●そして、領域（事業範囲）全体の合意を得るような努力をしましょう。

- ・多様な活動主体の参加の中での合意です。利害関係者も含まれることが予想されます。
- ・また、領域外の方の参加（ボランティア、NPO）も自らの環境を客観的に見つめるには効果的です。そうした方々の参画は、一方で地域住民の意識を高揚させるのにも役立ちます。
- ・無理して摩擦を起こすのではなく、できる範囲から徐々にその輪を広げるようにしましょう。

●そうした意味からすると、合意は「最適解」ではなく、時点時点で納得できる「納得解」と心得ましょう。

- ・100%合意を望むのは、大いに結構ですが、この多価値化社会で絶対解はありません。
- ・異論は謙虚に受け止め、常にフィードバックできる体制をつくっておきましょう。
- ・また、状況に応じて計画変更をすることも必要でしょう。
- ・要は、最大公約数的展開と、若干の期待を持った計画づくりを進めましょう。

●何はともあれ、構成員の合意は最低限必要です。

- ・そして、まずはその事業範囲で、具体的活動を実践します。

8. 規約の策定、ならびに協定書の作成と締結

規約

■活動組織の規約を策定していただきます。

■規約の内容については、それぞれの活動組織の中で構成員が話し合って、合意していただけるものであれば結構です。

ただし、最低限、下表に掲げる項目だけは、明確に表示するようにしてください。

●規約に最低限
盛り込んで頂く事項

名称	活動組織の名称を明らかにします。
目的	活動組織の目的を明らかにします。その際、目的は、「農地・農業用水等の資源や農村環境の保全と質的向上を図る活動」が必ず含まれるものにしていただく必要があります。
構成員	活動組織の構成員を明らかにします。 活動組織は、農業者のほか1以上の団体又は個人で構成される必要があります。
代表・役員	代表や会計などの役員の構成を明らかにします。
合議方法	活動組織内の合意・決定方法を明らかにしてください。 合意・決定方法は、多数決など合理的な方法とする必要があります。

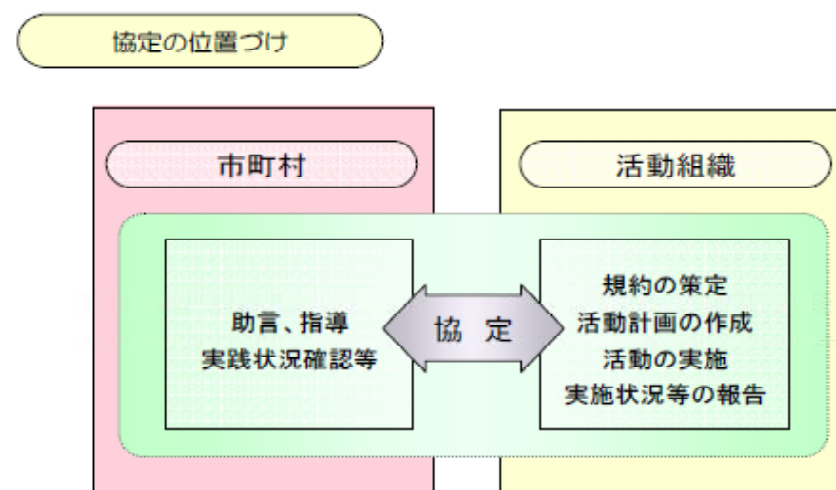
■「杓子定規な規約が必要なのか」と考えられる方もおられるかもしれませんが、活動の目的、構成員、合議方法など組織の運営の基本となる事柄を確認しておくのは大切なことです。また、活動組織が助成を受けるためには、市町村からの規約の承認が条件にもなっていますので、規約は必ず策定してください。

協定書

■関係市町村と活動組織が「協定」を結びます。

■協定は、
ア. 活動組織は、決定した活動計画や交付金の使い道（資金計画）の実践を、
イ. 市町村は、活動組織への指導や活動の実践状況確認等、を行うことを双方が明確化し、確認するものです。

- ・ 協定締結を前提として、市町村の立場から、活動組織の活動計画づくりに間接的に関与していただくことになります。
- ・ そして、これを通じて、“活動組織の活動が農業振興計画や田園整備マスタープランなどの市町村の地域振興の基本方針に沿うものとなるよう方向付け”をしていただくことが大切だと考えています。
- ・ なお、市町村には、協定に基づく活動の履行確認をお願いすることになりますが、その際には極力事務の簡素化が図られるようにする予定です。



9. 活動の実践

■活動計画書に基づいて、効果の高い活動の実践

- ・新たな構成員も加わりました。点検・計画・実践と盛りだくさんです。
- ・でも、その多くは、これまでも何らかの形で地域の皆さんが取り組んできた活動の延長線上のもののはずです。
- ・役割分担を再確認して、しっかりと進めてください。そしてこれまでにない新たな活動にも“少し背伸びをして”チャレンジしてください。

●活動実践のイメージ



■助成金の使い方

- ・助成金は、活動計画の中の、資金計画で定めた範囲内であれば、原則として、どの活動のどのような経費に使ってもかまいません。
- ・もちろん助成金だけで、活動計画の全てを賄うことはできません。
- ・これまでどおりの地域の皆さんの努力で、これまで以上の効果を出すことがこの助成のねらいです。

●活動の記録や助成金の使い道などについては、必ず記録を残しておいてください（詳しくは、通称「桃パンフ」を参照して下さい）。

補 1 : 助成金交付に関して

■要件を満たす活動組織に対して、共同活動を支援する助成金が交付されます。

■助成金が支払われる条件は、次の2点です。

ア：活動組織の体制が、助成金を受け取れる状態に整っていること（体制の要件）

「体制の要件」は、①活動組織の規約、②協定の2点がきちんと整えられているかどうかで判断されます。

イ：活動組織の活動が、一定の水準を満たすものであること（活動の要件）。

「活動の要件」は、活動計画を「活動計画」に照らし合わせて

①基礎部分の活動項目を全て実施すること（必須条件）

②誘導部分の活動項目の一定以上（下表参照）を実施すること、が活動計画に盛り込まれているかどうかで判断されます。

●助成金の交付要件

要件の区分				助成に必要な条件
体制の要件	規 約			活動組織規約を策定
	協 定			市町村との協定を締結
活動の要件	基礎部分	資源の適切な 保全活動	点検活動	活動指針の全項目を実施
			計画策定	
			実施活動	
	誘導部分	農地・水向上活動	機能診断	活動指針の3割以上の項目を実施 → 19年度からは、6割程度を目 標とする予定
			計画策定	
			実践活動	
		農村環境向上活動	計画策定	活動指針から、環境のテーマを選 んで、「計画、啓発、普及、実践」 をセットで各々1つ以上実施。
			啓発普及	
			実践活動	

●国の助成金の単価

	都府県	北海道
水田	2,200 円／ 10 a	1,700 円／ 10 a
畑	1,400 円／ 10 a	600 円／ 10 a
草地	200 円／ 10 a	100 円／ 10 a

* 国の助成額は、上記の単価に農地面積（農振農用地に限る）を、乗じて算出。

* 畑は、普通畑及び樹園地。
草地は、牧草地及び採草放牧地。

* 上表は、国の支援単価。
これに加えて、地方公共団体も応分の負担を
予定。

■事業の意図をしっかり認識し、積極的な取り組みが必要です。

●当事業は、助成金の多寡を云々するものではありません。

如何にして、共同活動を惹起し、農地はもちろんのこと農村そのものの良さを維持保全することにあります。

したがって、既にそうした活動が盛んな地域～集落にあっては、助成金を有効に活用し、更なる展開を考えて下さい。

●しかし、現実問題として、そうした活動が衰退している地域もあります。

その場合は、この「助成金を引き金としての展開」を考える事も考えて良いと思います。

ただ、助成金が交付されている間はそれなりの展開がなされるでしょうが、打ち切りになった時の問題です。

「助成金が打ち切りになった途端に活動も尻すぼみ」では、当事業の意味が全くありません。

●事業の意味をしっかり認識し、真摯な態度で（しかし、肩肘張らず、日常生活の範囲で）取り組むことが必要です。

■取り組みに当たっての留意点。

・項目が沢山あって、大変そうに見えますが、活動指針を一度じっくり見て、皆さんで話し合ってください。

項目の中には、これまでも地域の中で実施されてきたものもあるはずです。

・農村環境の保全など、誘導部分の活動も様々なメニューがありますので、上手く役割分担し、

少し「背伸び」すれば取り組むことができる活動が見つかるはずです。

・また、当事業は、平成19年度からは、大幅な減化学肥料・減化学合成農薬など、先進的な営農活動への支援や、活動をステップアップさせる促進費を加算できる仕組みをさらに検討して追加する予定です（18年度は、上表の共同活動への助成のみです）。

詳細は、「補2」ならびに通称「自転車パンフ」を参照して下さい。

・地方公共団体には、国と同程度の応分の負担をお願いしています。したがって、都道府県と市町村を合わせた地方分として、上表で示した国の助成単価と同額が、上乘せされることが想定されます。

・助成金の単価は、資源（水路、ため池、堰、農道など）を保全する共同活動がしっかりと実施できるように、どの様な農地にどれくらいの活動量が必要になるかを調査した結果を基に算定しています。

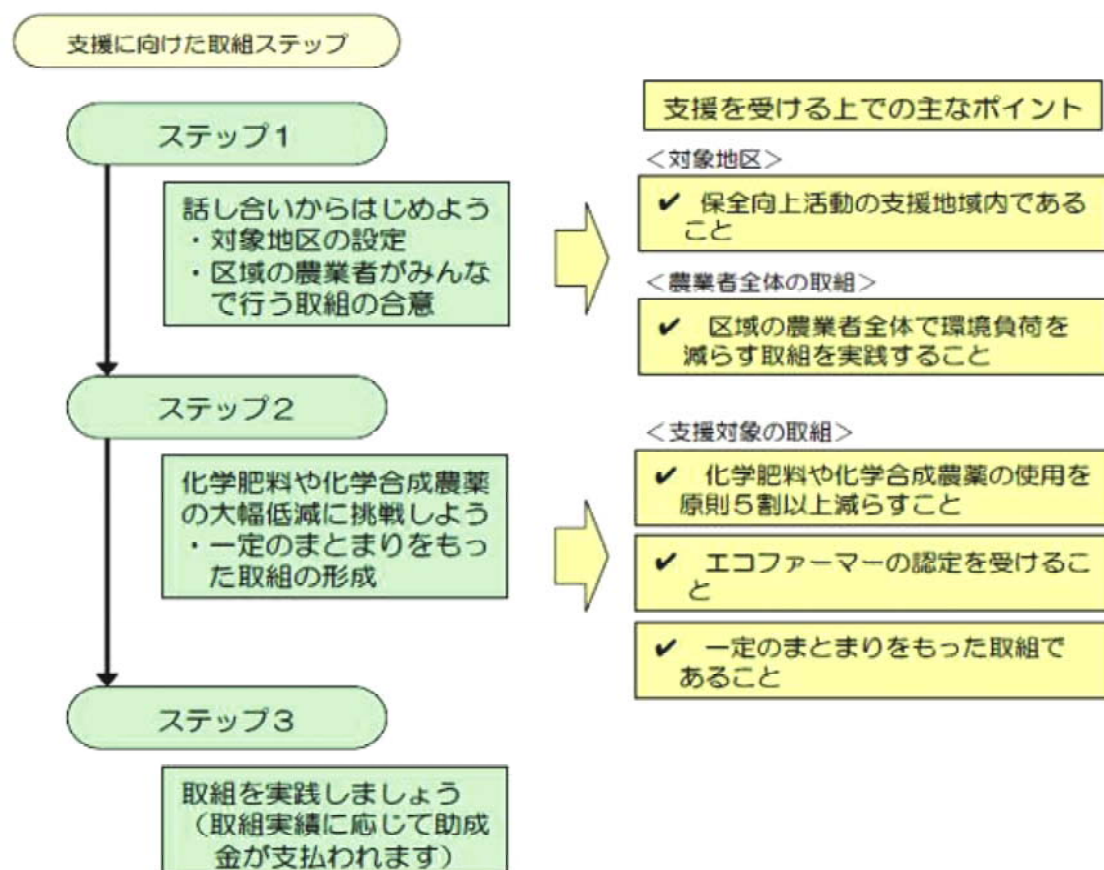
つまり、水田、畑、草地では、これらの資源を保全する共同活動の形態や量に大きな差があります。また、規模の大きな北海道では、水路や農道の密度が都府県と異なることから、単価を区分しています。

補 2 : 環境にやさしい農業への支援 （詳しくは、通称「自転車パンフ」を参照下さい）

■ 営農活動への支援とは：

平成19年度からは、地域ぐるみでの資源をまもる活動に対する支援とともに、化学肥料や化学合成農薬の大幅低減などの環境にやさしい先進的な営農活動に対する支援も新たに導入します。この支援は、農業者の皆さんで農業生産による環境負荷を減らす取組を行う集落等を対象とするものです。

■ 支援を受けるためには：下記のステップが必要となります。



■この支援のねらいは、農業生産に伴う環境負荷を減らし、地域の環境保全に貢献し、持続的な農業生産を進めるとともに、消費者ニーズ等に応えた新たな地域農業が展開することを期待するものです。

■また、環境にやさしい取組として効果を上げるには、個人ではなく、どうしても集落等の地域でまとまった取組であることが必要です。
さらに、まとまって取り組むことで、フェロモン剤のような新たな技術を効果的に導入することも可能になりますし、環境にやさしい新たな産地づくりの展開なども期待できます。
このため、集落等を単位とした取組を支援することとしたものです。

